

(事例78) 44歳男性、デスクワーク、メニエル症候群のため残業制限

類型	症候	疾患
1、(2)、4	3. めまい	19. 蝸牛型メニエル症候群

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 44歳男性 特記事項なし</p> <p>2) 業種、作業内容 業種：発電機事業（開発等）、正社員 デスクワーク、管理/調整業務（課長職）、</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 蝸牛型メニエル症候群、軽度耐糖能異常 (HbA1c5.3%)</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 残業制限：遅くとも 21 時まで(帰宅後最低限の休息・睡眠が確保できる時間)の退社を推奨した。</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>+経緯；事業場で最も負荷の高い部署の課長職であり、終電で帰宅するような生活が数か月継続していた矢先、上記発症/診断であった。</p> <p>+背景；当該部署は、当該事例に関わらず、産業医が事業主と人事担当者に対し安全配慮義務上の懸念を意見/勧告を行い、対応を行いつつある状況であった。</p> <p>+特に考慮した事情；上記事情で、客先との契約上、現実的にはどうしても能力/経験のある課長職の負荷が高くならざるを得ない状況であった。</p> <p>+純粋な業務以外の不要なストレス(人間関係等)が生じないように、こまめな心理的サポートを行った。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>(2) 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>4 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>4. に同じ</p>		